温泉部会の決議事項報告について

大阪府環境審議会温泉部会報告書

大阪府環境審議会温泉部会長

平成17年11月28日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙のとおり平成18年2月15日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第28条に定める事項について審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営 要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成17年度第2回大阪府環境審議会温泉部会 (平成18年2月15日 場所:プリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
	吹田市南金田二丁目	ヤシマ株式会社	本申請については、180m以浅にストレーナーを設置しないこ
	3番3		とを条件に許可することに支障ないものと認める。
	茨木都市計画事業及び	株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	箕面都市計画事業国際	ミキシング	
	文化公園都市特定土地		
	区画整理事業		
温	E-18街区11画地		
	門真市大字下島頭	株式会社	本申請については、350m以浅にストレーナーを設置しないこ
	291番2	サンエイト	とを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪市此花区桜島	株式会社	本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないこ
	一丁目17番1	アーハ゛ンコーホ゜レイション	とを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪市住之江区南港北	株式会社	本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しない
泉	一丁目 3 8 番 1	アーハ゛ンコーホ゜レイション	ことを条件に許可することに支障ないもの認める。
	堺都市計画事業 長曽	株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	根・中百舌鳥(長曽根)	長谷エコーポレーション	
	土地区画整理事業		
	135街区4		
	堺市檜尾4037番	有限会社 密野開発	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
掘			
1/4	堺市三原台	株式会社	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府
	二丁7番13	長谷エコーポレーション	環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして
			定められた制限は離内に、堺市三原台二丁2番8における別の申請
			があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層か
			ら取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請
			に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温
削			泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆ
			う出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると
			判断され、許可することは適切ではない。

		I	1
	堺市三原台	総合地所株式会社	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪
	二丁2番8		府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があ
			るとして定められた制限距離内に、堺市三原台二丁7番13にお
			ける別の申請があること。また、別申請と同様の大阪層群の下
			部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温
温			泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、
			当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る
			掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場
			合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。
	東大阪市高井田	アスモ株式会社	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪
	19番9		府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があ
泉			るとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田本通五丁目
			17番1における別の申請(以下「別申請」という。)があること。
			また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水するこ
			と。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料
			が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項
			第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は
掘			成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可
			することは適切ではない。
	東大阪市高井田本通	株式会社	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大
	五丁目17番1	山本進重郎商店	阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響
			があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田19
			番9における別の申請(以下「別申請」という。)があること。
削			また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水する
			こと。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補
			正資料が提出されていないこと等から、当該雇削は、温泉法第4条
			第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度
			又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、
			許可することは適切ではない。
	<u></u>		

動	四條畷市	植村 吉一	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
カ	大字砂 2 8 1 番 2		
装	大阪市中央区伏見町	アパ株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
置	三丁目10番		